

佐賀県犯罪統計原票の取扱要領の全部改正について（例規）  
（平成15年12月25日佐本捜一発第531号）

別添

佐賀県犯罪統計原票の取扱要領

1 原票の作成

- (1) 犯罪統計原票（以下「原票」という。）を作成すべき事件を取り扱い、又は処理した警察官は、当該事件処理等の後、直ちに原票を作成し、速やかに当該警察官の所属する警察署の刑事課（刑事第一課を含む。以下同じ。）に提出しなければならない。
- (2) 原票の取扱いについては、犯罪統計規則（昭和40年国家公安委員会規則第4号）及び犯罪統計細則（昭和46年警察庁訓令第16号）に定めるもののほか、この要領によるものとする。

2 原票の審査

- (1) 原票の記載内容、作成時期等については、内容の誤りを防止するため綿密な審査を行うものとする。
- (2) (1)の審査は、当該事件の業務を所管する課長（課長代理を含む。以下同じ。）又は係長が第1次審査を行い、その後、警察署の刑事課長又は刑事係長が第2次審査を行うものとする。
- (3) 少年、暴力団、来日外国人及び特別法に係る検挙情報票及び被疑者情報票については、登録前に、当該事件に係る業務を所管する警察本部の所属に写しを送付し、審査を受けなければならない。
- (4) 警察本部における原票の審査は、当該事件に係る業務を所管する所属の補佐及び刑事部刑事企画課（以下「刑事企画課」という。）の犯罪統計業務を担当する補佐が行うものとする。

3 原票の登録

- (1) 審査を終了した原票は、警察署に設置された警察総合捜査情報システムの端末装置により、速やかに登録しなければならない。  
なお、被疑者情報票のうち警察本部の各所属において作成したものは、刑事企画課の端末装置により、速やかに登録しなければならない。
- (2) 警察署及び警察本部においては、原票の迅速かつ確実な登録を行うために、少なくとも端末ごとに2人以上の入力担当者を指定するものとする。
- (3) 原票は、当月1日午前0時から翌月1日午前0時までの間に登録したもの（枚数審査に該当した原票を除く。）が当月分として計上される。

#### 4 原票の訂正又は削除

警察署の刑事課長及び警察本部において作成・登録された被疑者情報票の事件に係る業務を所管する所属の担当補佐は、登録された原票の罪名及び手口を除く記載内容に変更又は誤りがある場合は、刑事企画課の犯罪統計業務を担当する補佐へ通報しなければならない。

#### 5 原票及び原票の作成等に関する簿冊の保管及び廃棄

登録を終了した原票及び原票の作成等に関する簿冊（原票の登録等の際に自動作成される様式の簿冊）は、警察署刑事課又は刑事企画課において、犯罪統計細則（昭和46年警察庁訓令第16号）第11条第1項及び警察庁情報管理システムによる犯罪統計業務実施要領の制定について（平成20年12月26日付け佐本刑企発第280号、佐本情発第313号）第7に規定する期間保管し、保管期間経過後は、細かく裁断するなど復元できない方法により確実に廃棄しなければならない。

#### 6 原票に使用するコード

犯罪統計事務処理要領について（平成20年12月26日付け佐本刑企発第281号）第4の2の規定に基づき警察本部長が定める交番・駐在所コードは別表第1、地方条例コードは別表第2のとおりとする。